


所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代 雄己	
件名	東大和市寄附金取扱要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市寄附金に対する返礼品等取扱要領		
	部課機関	総務部総務管財課、市民部産業振興課		
<p>1. 要 旨</p> <p>これまで、旧日立航空機株式会社変電所の保存等のための寄附以外の寄附（以下「一般寄附」という。）については、個人で1万円以上の寄附を行った場合、市民を含めて希望する全ての者に対して返礼品の贈呈を行っていた。</p> <p>しかし、国の通知及びふるさと納税の趣旨を踏まえ、平成29年11月1日以降の一般寄附については、市民への返礼品贈呈を行わないこととしたことから、東大和市寄附金取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 取扱要綱第7条第1項に規定する返礼品を贈呈する寄附者の要件に次の内容を加える。</p> <p>ア 市の区域外に住所を有する者であること。</p> <p>イ ただし、当該寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りではないこと。</p> <p>② その他、文言整理。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年11月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>国の通知及びふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品の取扱いが可能となり、ふるさと納税制度の健全な発展に寄与することができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成28年10月 1日 取扱要綱の施行</p> <p>平成29年 8月23日 市民に対する返礼品贈呈の見直し決定（市長決裁）</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、市長決裁により、取扱要綱の一部を改正したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。